

# 2006年度 スポーツ安全保険に加入しましょう

～平成18年度のスポーツ安全保険の受付が3月から始まります～

- スポーツ・文化・ボランティアなどの活動を行う5名以上のグループが対象です。  
(ただし、子どもの団体とは中学生以下の5名以上で構成される団体であり、指導者を含んでの5名ではありません。)
- 保険期間／平成18年4月1日～平成19年3月31日  
(掛け金を振り込んだ日の翌日の午前0時から有効となり、年度中途でも加入できます。)
- 掛け金、対象となる団体、保険の内容は下表の通りです。
- 申込み・おたずね／詳しくは 奥出雲町教育委員会 生涯学習係 ☎ 52-2680 までお問合せ下さい。

団体	対象	加入区分	対象となる事故の範囲	掛金 (1人年額)	傷害保険				賠償責任保険 (補償限度額)	共済見舞金
					死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子どもの団体	●中学生以下の子ども	A	団体活動中とその往復中	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責1,000円)	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円
	●中学生以下の子ども	AW	団体活動中とその往復中	1,050円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に 身体・財物賠償 合算で 1事故 500万円を加算	対象となりません
		AC	団体活動中とその往復以外		100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償 合算で 1事故 500万円 (免責1,000円)	
	●子どもと一緒にスポーツ活動を行う大人(指導者など)	AC	団体活動中とその往復中	1,000円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責1,000円)	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円
大人の団体	●大人の文化活動、ボランティア活動、地域活動 (スポーツの指導、審判、ダンス、踊りなどを除く。)	A	団体活動中とその往復中	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 (免責1,000円)  財物賠償 500万円 (免責1,000円)	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円
	●老人クラブなど(60歳以上)	B		800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	●大人のスポーツ活動 (野外活動、身体運動を含む。)	C		1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	●危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳登山など)	D		9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

## 年金コーナー 国民年金保険料納付は口座振替が便利でお得です

国民年金第1号被保険者の期間は、ご自分で国民年金保険料を納めていただきます。国民年金保険料は1ヶ月13,580円(平成17年度額)で、該当の月の翌月末日までに納めなければなりません。社会保険庁から送られてくる納付書によって、金融機関(銀行、郵便局、農協、信用金庫等)や、社会保険事務所、指定のコンビニエンスストアで納めることができます。また、現金で納めていただくほか、ご自身やご家族の口座から引き落としができる口座振替や、パソコン、携帯電話からの電子納付もできるようになりました。

国民年金保険料は、次のようなお得な納め方があります。

### ●まとめて納めてお得【前納】

国民年金保険料を1年分または6月分まとめて支払うと割引があります。

4月から3月分を4月末までに支払うと162,960円が160,070円に、2,890円のお得です。4月から9月(または10月から3月)分を4月末(または10月末)までに支払うと81,480円が80,820円に、660円のお得です。(平成17年度額による参考額)

### ●早く納めてお得【口座振替早割納付】

口座振替制度を利用し、かつ、1ヶ月早く納めることにより、月々40円の割引があります。(平成17年度額による参考額)

一般の保険料は翌月末日の納付、早割の保険料は当月末日の納付ですので、早割納付開始の月は2ヶ月分の保険料が引き落としとなります。

### ●まとめて口座振替納付がお得【口座振替前納】

1年分(または6月分)を口座振替により納めるとさらに割引があります。

1年分は159,540円(6月分は80,550円)となり、月々現金で納めたときに比べると3,420円(6月分は930円)のお得となります。(平成17年度額による参考額)

口座振替の手続きは、通帳・印鑑をお持ちになり、金融機関、市役所・町村役場、社会保険事務所に備え付けの「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」に「早割・前納」等必要事項を記入していただき、各窓口へ提出してください。社会保険事務所でも処理をした翌月から開始となります。

平成18年4月分からの口座振替前納をご希望の方は、3月20日までに「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」を社会保険事務所へ提出してください。既に口座振替による1年前納をされている方は届出の必要はありません。なお、国民年金の資格取得日によっては、直近の口座振替前納ができない場合がありますのでご了承ください。

現金による前納納付の場合は、社会保険庁から送られてくる納付書に綴られている前納用納付書をご使用ください。社会保険事務所でも納付書を発行します。

(注)・平成18年度の保険料額は、13,860円に保険料改定率を乗じた額になり、それに伴い前納額等は変更になります。

・電子納付には、金融機関とのインターネットバンキング契約等が必要です。